司法修習委員会幹事会（第５回）議事概要

１　日時

平成１６年１月２６日（月）午前１０時から午後零時５分まで

２　場所

最高裁判所中会議室

３　出席幹事

荒井勉，井田良，出田孝一，稲田伸夫，大谷晃大（途中退室），大橋正春，梶木壽，木村光江（幹事長），小池裕，鈴木健太，寺村温雄，林勘市，若林茂雄（敬称略）

４　幹事の交替

黒川幹事，須賀幹事，巻之内幹事に替わり，大谷幹事，林幹事，若林幹事が新たに任命された旨報告

５　議事概要

[第５回委員会の進行について]

○　第５回委員会における配布資料は資料目録に記載された資料とすることとされた。なお，各資料の内容については，以下の主な指摘を踏まえ，適宜表現を工夫することとされた。

(1)　資料１６（総合型実務修習（仮称）の運用に関する議論の整理（案））

・　「５　修習実績の評価」について，司法修習生からのレポートのほか，修習内容に関する修習先からのコメントなどに基づいて評価する趣旨を明らかにしてはどうか。

(2)　資料１７（「集合修習の在り方」に関する論点）

・　資料１８の修正と平仄を合わせた表現とする。

(3)　資料１８（「集合修習の在り方」に関する基本的考え方（案））

・　「１(1)　集合修習の意義・必要性」の最終段落及び「１（２）集合

修習の指導内容と期間」の冒頭部分において，集合修習を分野別実務修習と有機的に関連づける趣旨の記載があるが，分野別だけではなくではなく，実務修習全体との有機的関連を考えるべきではないか。

・　「２　指導方針」について，法律文書の起案にサマリーライティングの手法も取り入れる旨及び，司法修習生が積極的に参加する参加型カリキュラムを行う旨を盛り込んではどうか。

・　「３　各科目の指導目標」の別紙⑤「刑事弁護の集合修習」について，法科大学院における刑事系科目の位置づけ等に関する記載部分の表現を工夫してはどうか。